

鳥取県社会福祉施設等に係る PCR 検査等支援事業補助金に関する Q&A

(令和3年5月14日現在)

No.	質問	回答
1	鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金で PCR 検査費用を申請済みだと申請できないのか。	対象経費の重複が無ければ申請可能です。 重複が判明した場合は返還となります。
2	一人検査 1 回当たり 1 万円が上限とあるが、一人の職員が複数回受けた検査も対象か。	2 回目以降の検査費用も対象となります。ただし、全職員を対象とする一斉検査、定期検査は対象外です。
3	補助対象経費は社会福祉施設等の職員の PCR 検査費用のうち、社会福祉施設等が負担した経費とあるが、事務職員や役員も対象となるか。	職員であれば、役員や理事長等も対象です。ただし、重複申請はできませんのでご注意ください。
4	一度申請したあと、追加で職員が PCR 検査を受けたが、追加申請は可能か。	提出期限までの書類提出が可能であれば、追加申請できます。
5	検査対象となる職員について、一斉検査や定期検査は対象外とのことだが、どういう場合なら OK なのか。	症状があっても、医療機関等で PCR 検査を受けられなかった方、無症状だが県外者等と接触した方など、行政検査の対象にはならないが、心配な要素がある職員を対象としています。
6	PCR 検査の検査キットを購入した場合の経費は対象になるか。	検査キットを購入しただけでは対象にはなりません、対象職員に対して使用した検査キット分の費用は対象になります。
7	職員の同居親族は補助対象とらないか。	職員本人のみを対象としております。
8	職員の検査費用のうち、半額を施設等が負担しているが、残り半額の個人負担分は補助対象にできないか。	施設等が負担した検査費用が対象となります。個人負担を軽減するのであれば、個人負担分を施設等が一部負担する等の対応をご検討ください。
9	PCR 検査等は、医療機関で受けたものしか対象とならないのか。検査機関で受けたものでもよいか。	医療機関に限らず、民間の検査機関も対象となります。また、県の HP に掲載されている検査機関に限りません。
10	施設等が属する法人の医療機関で実施している PCR 検査等の費用も補助対象としてよいか。	施設等が負担されている経費であれば対象となります。 施設等が負担されている経費を示す書類を添付してください。
11	PCR 検査等費用の 2 分の 1 を補助してもらえないということだが、残りの 2 分の 1 の自己負担分に対して、鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を充当することはできないか。	一つの検査に対し、二つの補助金を充当することはできません。 まずは、補助率が 10 分の 10 の鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金での申請をご検討ください。 緊急包括支援補助金は令和 2 年度で終了しました。

12	添付書類に、「補助対象経費にかかる領収書の写し」とあるが、職員が受けた検査費用の領収証はあるが、法人負担額を証明する領収証のようなもの（職員の受け取り署名・押印があるもの等）も必要なのか。	書類作成の負担等を考慮し、職員が受けた検査費用のうち、法人負担額を証明する根拠書類の添付は不要とします。（所要額調書に記載された額を以て法人負担額とみなします。） ただし、根拠書類の提示が求められた場合に提出できるよう、整理をしておいてください。
13	PCR 検査等費用の2分の1を補助してもらえということだが、残りの2分の1の自己負担分に対して、市町村等で実施しているPCR検査の補助金を申請することはできないか。	鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金は申請できませんが、市町村が独自に実施している検査費用の補助事業の上乗せ補助は可能です。詳しくは各市町村の担当部署にお問い合わせください。
13	要綱には、補助対象となる検査が「PCR 検査等」とあるが、抗原検査も対象となるか。	抗原定性検査、抗原定量検査も対象となります。
14	PCR 検査費用が助成対象となるということだが、陰性を証明する書類の発行手数料も補助対象経費となるか。	陰性証明書のほかに検査結果がわかる書面が発行されない、といった場合には補助対象経費とします。
15	PCR 検査費用のうち、法人が負担した額を助成することだが、添付書類の領収証の宛名が職員個人名になっていてもよいか。	検査費用の一部を個人負担とする場合も想定されますので、検査費用の領収証の宛名は個人、法人、どちらでも構いません。
16	PCR 検査の領収証の内訳に、検査費用と容器代が分けて記載されていたが、容器代も補助対象経費としてよいか。	補助対象経費にできます。
17	PCR 検査キット等の配送料も補助対象経費に含めてよいか。	補助対象経費にできます。
18	一法人で、高齢者施設、障がい者施設、保育施設等を運営している場合、長寿社会課、障がい福祉課、子育て王国課にそれぞれ申請書類の提出が必要か。まとめて申請できないか。	提出先が複数ある場合、申請書、所要額調書は提出先ごとに作成してください。そのほかの添付書類はこちらでコピーしますので1部あれば結構です。（領収書、口座振込依頼書など） それぞれの提出先への書類が作成されていれば、いずれかの提出先にまとめて送付されても構いません。